

藤政政第 161 号  
令和 2 年 3 月 26 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会 長 山 崎 弦 一 様  
河内地域協議会  
議 長 西 城 敏 幸 様  
南河内地区協議会  
議 長 鳥 井 一 雄 様

藤井寺市長 岡田 一樹

「2020(令和 2)年度政策・制度予算」に対する要請について(回答)

春暖の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
標記のことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

「2020年度政策・予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策	
(1) 就労支援施策の強化について	
<p><b>①地域での就労支援事業強化について</b></p> <p>就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。映していくこと。</p> <p><b>②障がい者雇用施策の充実について</b></p> <p>障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。また、精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。</p> <p><b>③女性の活躍推進と就業支援について</b></p> <p>女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。</p>	<p>①就職困難層に対する就労支援事業につきましては、大阪府や各市町村、各関係機関との連携を強化し、効果的な相談事業の実施を図ってまいります。また、地域労働ネットワークを活用し、雇用の安定化に向け、就労支援事業における必要な施策の充実に努めてまいります。</p> <p>②障がい者雇用ゼロ企業に対する、障害者受け入れへの取り組みの強化に取り組んでまいります。さらに障害者の就労支援を進めていけるよう今後とも大阪府、近隣自治体、ハローワーク等労働関係機関等と連携して効果的な啓発・取組みを実施してまいります。</p> <p>③本市では、平成 28 年に女性活躍推進法に基づく推進計画を策定し、女性活躍推進に関して市内事業所への啓発や女性のためのセミナー等を実施しております。また、本市では就労支援センターを設置し、働く意欲がありながらさまざまな問題を抱えていることで就労できない方や将来に不安がある方を対象に就労相談事業を実施しております。</p> <p>今後におきましても、目標達成に向けた課題の整理を行いながら、事業所への働きかけや女性のためのスキルアップ・再就業支援を大阪府や労働局等と連携し、女性の就労支援に努めてまいります。また、本市の就労支援センターと連携しながら、働く意欲がありながらさまざまな問題を抱えていることで就労出来ない方や将来に不安がある方を対象とした取り組みの充実を図ってまいります。</p>
(2) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について	
<p><b>①「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底について</b></p> <p>同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が 2020 年 4 月から施行される（中小企業は 2021 年 4 月）。本年 4 月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年 5 月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。</p> <p><b>②法令遵守・労働相談機能の強化について</b></p> <p>長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅する</p>	<p>①「同一労働同一賃金」、「働き方改革関連法」、「改正労働施策総合推進法」や今後策定される指針などに関する知識を深めるとともに、商工会と連携を取りながら企業への周知、徹底に努めてまいります。</p> <p>②法令違反などを行う悪質企業への対策につきましては、労働者から相談の機会をとらえ、大阪労働局との連携を図り、労働環境の向上、企業全体の意識向上に努めてまいります。また、利用者のニーズを踏まえた SNS を活用した労働相談の検討も行ってまいります。</p>

「2020年度政策・予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>ため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえて SNS を活用した労働相談の実施も検討すること。</p>	
<p><b>(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について</b></p> <p>大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGs が掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。</p>	<p>本市では就労支援センターを設置し、働く意欲がありながらさまざまな問題を抱えていることで就労できない方や将来に不安がある若者などを対象に就労相談事業を実施しております。さらに、南河内地域若者サポートステーションと連携し、出張相談事業も実施しております。今後とも、各関係機関との連携強化に努め、若者の就労支援の充実を図ってまいります。</p>
<p><b>(4) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について</b></p> <p><b>① 男女共同参画社会をめざした取り組み</b></p> <p>妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。尚、子育て、介護を抱える労働者が働きやすい環境を整備するためにも「イクボス」が大切な役割を果たすと考えられる。自治体管理職が「イクボス宣言」を率先して行い、推進に努力し民間にも拡まるように努めること。</p> <p><b>② 治療と職業生活の両立に向けて</b></p> <p>がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。</p>	<p>①ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策につきましては、誰もが自分らしく活躍することができる男女共同参画社会の実現に向けた施策の一環として、性別に関わらず全ての人が働きやすい職場環境の実現に向けた研究会や市民講座の開催、及び企業への情報提供、大阪府等との関係機関と連携し、周知・啓発に努めてまいります。また、本市では就労支援センターを設置し、働く意欲がありながらさまざまな問題を抱えていることで就労できない方や将来に不安がある方を対象に就労相談事業を実施しております。</p> <p>今後におきましても、関係機関、団体等と協働し、子育てや介護に関連する様々な課題を解消し、ワーク・ライフ・バランス社会を推進するための施策を推進してまいります。</p> <p>②病気の治療が必要な労働者が治療を受けながら安心して働ける職場環境となるためには、医療機関及び事業主との連携とともに労働者への理解と配慮が必要です。今後とも大阪府、ハローワーク等労働関係機関等と連携しながら事業主等への啓発及び情報提供にも努めてまいります。</p>
<p><b>(5) 「不当労働行為救済命令」の着実な履行について</b></p> <p>各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。</p>	<p>不当労働行為企業への対応については、不当労働行為救済命令が確定した段階で、大阪府と連携し指名停止等の措置を実施してまいります。</p>
<p><b>(6) 外国人労働者が安心して働くための環境整備について</b></p> <p>外国人労働者の人権を尊重し、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。また、生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。また、ハローワークや労働基準監督署等と連携し、生活相談窓口の設置や共生のための研修会の開催などの支援を行うこと。</p>	<p>ハローワークや労働基準監督署等と連携し、外国人労働者が安心して働くことができる環境づくりに努めてまいります。</p>
<p><b>(7) 『会計年度任用職員』について</b></p> <p>2020年4月から導入される会計年度任用職員制度は、自治体職員の働き方や住民サービスに関わる改革になりうるものである。しかし、未だに規則や設定などが決まらず準備不足と思われる。速やかな対応と導入の趣旨</p>	<p>本市におきましては、会計年度任用職員制度の導入にあたり、臨時・非常勤職員の適正な任用の確保等を目的として改正された地方公務員法及び地方自治法の趣旨に基づくとともに、これまでの待遇と比較して、不利益な</p>

「2020年度政策・予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>に基づく適正な運用と財源確保を行うこと。</p>	<p>取り扱いとならないような制度として、すでに設計は済んでおります。関係条例は令和元年9月議会にて上程し、令和2年4月1日の円滑な施行を目指し、規則の整備も進んでおります。</p> <p>また、それらの関係規定に基づき、会計年度任用職員を任用するにあたって必要となる財源の確保を行うべく、人件費について令和2年3月議会に上程しているところです。</p>
<p>2. 経済・産業・中小企業施策</p>	
<p>(1) 中小企業・地場産業の支援について</p>	
<p><b>①ものづくり産業の育成強化について</b></p> <p>MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。</p> <p><b>②若者の技能五輪への挑戦支援について</b></p> <p>ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。</p> <p><b>③中小・地場企業への融資制度の拡充について</b></p> <p>中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。</p> <p><b>④非常時における事業継続計画（BCP）について</b></p> <p>災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。</p>	<p>①本市では、地元企業が独自技術や技能、自社商品力のPRを行い、またビジネスチャンスを広げることができる機会を持てるよう、中小企業のマッチング施策として、商工会と連携しビジネスフェアや展示会などに出展する際の費用を助成する支援を行っております。引き続き地元企業の参加を促し、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携をとることも視野に入れ、企業間取引の充実を図ってまいります。</p> <p>②技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、商工会と連携をとり、中小企業に働く若者に対して特に周知等強化してまいります。</p> <p>③中小企業向け融資施策としては、現在の大阪府制度融資をはじめとする各種融資制度の紹介に加え、商工会や地元金融機関との連携のもと、利率の引き下げなどのメリットがある「大阪府開業サポート資金地域ネットワーク型」を設けております。また、大阪府制度融資と連携して信用保証料を助成する経営支援策も行っております。今後も、引き続き中小企業者に対する金融支援策の充実を検討すると共に、地元金融機関や商工会と連携を図り、各融資メニューの周知や利用者の視点に立った相談体制の整備を進めてまいります。</p> <p>④大規模な震災等が発生した時に備え、適切に企業存続が図れるよう事業継続計画策定の必要性が唱えられ、中小企業庁においても中小企業BCP策定運用指針が示されております。本市においても策定の必要性や有効性について検討し、また、商工会とも連携しながら事業主に対し事業継続計画（BCP）の普及啓発に努めてまいります。</p>
<p>(2) 下請取引適正化の推進について</p>	
<p>中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。</p>	<p>下請二法について、市民や企業に対し、法律や下請ガイドラインの順守に関する啓発を行ってまいります。また、違反企業に対しては中小企業庁等と連携した適切な対応を行い、下請中小企業の保護と安全・安心な雇用の推進を図ってまいります。</p>

「2020年度政策・予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p><b>(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について</b></p> <p>〔総合評価入札制度 未導入の自治体〕</p> <p>総合評価入札制度の導入が、府内 20 市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。</p>	<p>総合評価入札制度については、対象となる大規模な案件がないことから導入には至っておりませんが、今後とも就職困難者の雇用拡大につながるような取り組みを行ってまいります。</p> <p>公契約条例については、国の法整備や見直し及び大阪府並びに府下市町村の動向を注視しつつ検討してまいります。本市においては、授産製品等の販売スペースとして庁舎スペースを提供する他、積極的な購入の呼び掛けを行っているところでございます。なお、公共工事等については、入札制度において、最低制限価格の導入、社会保険等未加入業者対策、官公需法に則った地域の中小企業への配慮など公共サービスに係る取り組みを実施しており、今後もよりその取り組みの継続、推進を検討していきたいと考えております。</p>
<p>3. 福祉・医療・子育て支援施策</p>	
<p><b>(1) 地域包括ケアの推進</b></p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。また、認知症対策をより一層強化し、治療・生活・相談などに対する支援体制を地域で整備すること。</p>	<p>本市では、高齢者が積極的に社会活動に参加でき、充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを応援しております。また、その人らしく尊厳を持って元気に暮らせるように、多様なサービスを柔軟に組み合わせた支援体制の整備に取り組むとともに、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を図っております。</p> <p>事業の企画から改善案の検討まで、多職種の声を反映しながら地域包括ケアの推進に取り組めるよう、介護サービス事業者やリハビリ専門職等を巻き込んだ会議を定期開催しており連携体制を構築しております。地域では高齢者の健康づくり、介護予防を図ることを目的として、住民主体の体操・運動等をきっかけとした住民グループが増えていくよう支援しております。令和2年度以降は、生活支援体制整備事業の一環として実施しております、住民との語り合いの場（第1層協議体）にて、こうした介護予防の場が更に普及するための意見交換を行う予定です。</p> <p>地域包括ケアシステムに関する情報発信におきましては、地域の医療・介護サービス資源、社会資源の情報を把握し、市民や医療・介護関係者に向けてパンフレット配布及び市ホームページへの掲載を行っております。</p> <p>認知症や認知症の疑いのある方が適切な医療・介護などを速やかに受けられるよう、初期集中支援チームを設置し、認知症専門医の指導のもと、専門職が家族支援等の初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートに取り組んでおります。それに加えて、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族に対して相談等の個別支援を行うとともに、医療や介護、地域の関係機関等との連携の構築に向けて取り組んでおります。</p>
<p><b>(2) 予防医療のさらなる推進について</b></p> <p>市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。</p>	<p>藤井寺市健康増進計画（第2次）食育推進計画の基本理念である「誰もが健康で、生涯にわたり心豊かに楽しくいきいきと過ごす」に基づき、定期的な健康チェックによる生活習慣の改善に向けた啓発や、がん検診の受診勧奨を実施してまいります。</p> <p>市民の主体的な健康づくりの推進を目的に「ふじいでら健康チャレンジ（健康マイレージ事業）」を実施するとともに、大阪府の事業の周知も行いながら予防医療促進に努めてまいります。</p>
<p><b>(3) 医療人材の勤務環境と処遇改善</b></p> <p>医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の</p>	<p>医療の安全を確保し、質の高い医療を提供するためには、医療スタッフの労働環境等の現状の把握・分析、課題等を洗い出し、適切な労務管理が必要と考えます。市民病院としましても、適切な労務管理に今後も努めてま</p>

「2020年度政策・予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。</p>	<p>いります。職員の研修等につきましては、予算の範囲内ですが、積極的に学会参加や研修会に参加しております。また、定期的に看護師との連絡会を開催し、業務の改善等を図っております。</p> <p>新たな医療人材の確保に向け、大阪府等と連携をはかり、学生実習の受け入れ等行っております。今後も、他機関との情報収集に努め、必要に応じて関係機関と連携をとってまいります。</p>
<p><b>(4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて</b></p>	
<p><b>①介護労働者の処遇改善と人材の定着</b></p> <p>今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。また、市町村における介護人材の現状の把握と介護職員の資質向上および新たな介護人材の参入を促進するため、介護職員初任者研修や実務者研修、介護福祉士研修等への受講費用の助成を行うこと。</p> <p><b>②地域包括支援センターの充実と周知徹底</b></p> <p>地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報の取り組みを強化すること。</p>	<p>①介護職員処遇改善加算については、介護サービス事業者等に対し、年度ごとに処遇改善加算計画及び実績報告の提出を求めており、賃金改善所要額が処遇改善加算総額を上回っているか等の確認を行い、介護職員の労働条件の改善を図っているかを審査しております。また、加算内容等は市ホームページにより周知を図っております。</p> <p>介護人材の確保等については、南河内地域介護人材確保連絡会議に参画し、福祉の仕事魅力発信のためのポスター作成、啓発品配布、動画配信等を行っております。</p> <p>また、キャリアアップの支援整備や研修の受講費用の助成などについても効果的な取り組みを検討してまいります。</p> <p>②本市では地域の課題や不足する資源について、本市職員・地域包括支援センター職員をはじめ、市内で活動するケアマネジャーやリハビリ専門職、管理栄養士等と共有しながら必要な施策を検討するなど、地域のニーズに即した支援を行っていただけるよう会議を設け具体的に対策を行っております。</p> <p>また、本市では日常生活圏域が1であることから、地域包括支援センターも市内1箇所となっております。高齢者に関する総合相談窓口はその1箇所になるため、地域住民に向けたチラシ・パンフレット等の印刷物に相談窓口として分かりやすく記載したり、地域住民の集まりの場で地域包括支援センターの持つ機能や役割について直接説明したりと、周知に努めております。介護者家族にとっても、困りごとや悩みごとを地域包括支援センターに相談するという選択肢が浸透することで、介護をしながら働き続けられるための一助となるよう、今後もセンターの周知を強化してまいります。</p>
<p><b>(5) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて</b></p>	
<p><b>①待機児童の早期解消</b></p> <p>待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。尚、保育の無償化を背景に保育ニーズの高まりが予測される。保育の見込み量の的確に把握し、大阪府との十分な連携のもと速やかに適切な整備を進め、保育枠の拡大に努めること。</p> <p><b>②保育士等の確保と処遇改善</b></p> <p>子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。</p>	<p>①待機児童の解消につきましては、これまでも、公立保育所の受け入れ枠の拡充、民間保育施設の新設や増築、定員の弾力化、簡易保育施設における受け入れ枠の拡大等に努めてきたところです。そして平成29年4月には小規模保育施設が新たに開設いたしました。</p> <p>さらに令和2年4月には、ふじみ緑地を活用した民間保育所が、定員150名で開園する予定となっております。これによりさらに受け入れ枠が拡大し、待機児童の解消に一定の目途が立つものと考えております。</p> <p>②民間保育施設における保育士等の処遇改善につきましては、施設型給付費等に係る処遇改善等加算において民間保育施設が実施する賃金改善やキャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うことで、職場環境の改善に繋げております。</p> <p>また、民間保育施設と行政との意見交換の場として、年に数回、民間保育施設連絡会を開催し、情報提供等を実施し、保育の質の向上に努めております。</p>

「2020年度政策・予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p><b>③地域子ども・子育て支援事業の充実</b> 保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。</p> <p><b>④企業主導型保育施設の適切な運営支援</b> 企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。</p>	<p>③延長保育につきましては、民間保育施設においては全施設で実施しておりますが、公立保育所においては、第1保育所、道明寺こども園、第3保育所、第4保育所の計4か所での実施となっております。今後につきましては、職員の勤務体制、予算等も検討していかなければならないので、利用状況も含めて検討してまいります。</p> <p>一時保育事業につきましては、保護者のニーズが高く、利用者も多いことから更なる拡充に向けた整備が必要であると考えておりますが、職員の勤務体制、予算等だけではなく、新たに保育室を確保する必要があることから、既存の施設での実施は困難であり、今後の課題の1つと考えております。</p> <p>病児・病後児保育につきましても、実施に向けた整備が必要であると考えておりますが、現状としましては、待機児童の解消が喫緊の課題であり、市内の保育所においては国が定める基準に基づき、定員を超えた人数を受け入れていることから、既存の保育所においての実施は困難な状況です。</p> <p>令和2年4月に開園予定の民間保育所におきましては、延長保育や一時保育を実施し、藤井寺市では初めてとなる病後児保育も実施する予定となっております。</p> <p>④企業主導型保育施設については、認可外保育施設として届出がされている関係で、認可外保育施設の指導監査を担当している部署より、定期的に指導・監査が実施されております。</p>
<p><b>(6) 子どもの貧困対策について</b></p>	
<p>各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。</p>	<p>子どもの貧困対策につきましては、令和元年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正が公布され、「市町村は大綱（都道府県計画が定められているときは大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるように努めるものとする。」と規定されていることから、今後、国や大阪府の動きに合わせ、市が行う施策や方向性について適切に判断したいと考えております。</p> <p>生活保護世帯や生活困窮世帯の家庭学習が苦手な生徒や、自分で計画を立てて学習できない生徒に対しては、学習する機会を与えるとともに、一人ひとりの生徒の学習状況にあった支援を行うことで自学自習力を身につけ、生徒の学力の向上を図ることを目標に教育委員会主催の藤井寺市放課後「ゆめ」教室事業と連携することで、将来的に子どもの貧困の連鎖に繋がっていかないように積極的な支援を行ってまいります。</p>
<p><b>(7) 子どもの虐待防止対策について</b></p>	
<p>①児童虐待防止対策について 〔子育て世代包括支援センター未設置の自治体〕 ※柏原市、藤井寺市、千早赤阪村（2019年7月1日現在） 児童虐待を未然に防ぐため、親等の体罰禁止と児童相談所の機能強化が盛り込まれた「改正児童虐待防止法」（2020年4月施行）の運用について関係機関への周知を徹底すること。また、市民に対し、特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための市町村単位での子育て世代包括支援センターを設置すること。また、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるよう事業運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施する</p>	<p>①改正児童虐待防止法の運用については、平時の関係機関との連携の中で情報提供を行うとともに、要保護児童等対策地域協議会（平成18年度設置）のネットワークを活用し、研修や会議の場を通じて構成機関に周知を行ってまいります。オレンジリボン運動については11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、毎年啓発のための街頭キャンペーンを実施し、啓発グッズの配布等を通じて市民に児童虐待防止を呼びかけております。</p> <p>子育て世代包括支援センターについては、令和2年度中の開始に向けて運営スタッフの確保、運営方法の構築、備品の購入等の準備を行い、設置の準備を進めているところです。なお、スタッフにつきましては、妊娠、出産、子育てに関する専門的な知識と経験を有し、また、業務に必要な研修を受けた助産師を配置する予定です。</p> <p>また、家庭児童相談の窓口では子ども自身からの相談も受け付けており、子ども自身が意見を表明できる機会が確保されるよう、相談機能の整備・強化に努めてまいります。</p>

「2020年度政策・予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>こと。そして、子ども自身が意見を表明することのできる支援体制も整備すること。</p> <p><b>②父子を対象とした養育教育の充実について</b></p> <p>母子に焦点を当てた施策は充実されてきているが、父親に対する支援という面では、必ずしも十分とは考えられない。2018年の児童虐待における加害者別検挙状況によると、実母24.8%に対し、実父43.8%、実父以外の父30.0%となっている。死亡事例の約8割が0歳児～3歳児までの乳幼児となっていることから、育児に関する情報の欠如も一つの要因となっていることが考えられる。虐待防止・予防につなげるためには、養育力不足にある父親等に対する支援にも力を入れていく必要があり、母子を対象とする保健事業だけではなく、父子を対象とした養育教育の充実を行うこと。</p> <p><b>③「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置について</b></p> <p>「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が2022年度までに、全市区町村に求められている。虐待のみならず、子どもとその家庭、および妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点の整備に努めるとされていることから、市町村はこれまで以上に、子どもと家庭を支援する役割が求められるようになり、子どもを取り巻く問題の重要性を考えると、より専門的に幅広く対応を強化していく必要がある。そのためには、今まで以上の体制強化と専門性が求められることから、常勤の保健師、社会福祉士などの専門員の配置をより充実し、虐待対応職員の更なる増員に努めること。</p>	<p>②養育教育に係る事業及び保健事業について、父母ともに対象とした様々な事業を実施しており、妊娠中のマタニティ教室にはじまり、出産後の離乳食の教室等を実施しております。また、各相談窓口においても利用者を母に限定せず、父やその他の保護者の相談にも応じているところです。今後も相談窓口・サービスの周知や整備を通じ、支援の充実に努めてまいります。</p> <p>併せて、妊娠届出書の提出時の面接や、特に父親の提出が多い出生連絡票の面接時などに、揺さぶられっこ症候群の予防啓発や、マタニティブルー、産後うつなどの保健指導も行っております。</p> <p>③当市においては、平成31年4月より子ども家庭総合支援拠点を設置し、虐待対応にあたる専門職員の増員など、人員体制の整備を行っているところです。引き続き、相談対応にあたる職員の専門性の向上と支援体制の充実に努めてまいります。</p>
<p><b>(8) アルコール健康障害対策について</b></p> <p>アルコール依存症は本人の健康問題にとどまらず、飲酒運転や虐待、家庭内暴力、自殺など、家族への影響が大きく重大な社会問題が生じる要因となっている。国では2013年にアルコール健康障害対策基本法を制定し、2016年には推進基本計画を策定してアルコール健康障害の発生、進行および再発の防止を図り、あわせて健康障害を有する者等に支援の充実を図ろうとしている。アルコール健康障害対策を理念だけでなく実効あるものにするためには、民間団体、医療機関、行政が連携して予防および相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目のない支援が必要であり、地方自治体は国と連携してその対策を総合的かつ計画的に推進すること。また、2018年にはギャンブル等依存症対策基本法が制定されたが、ギャンブル依存症や薬物依存症についても、行政がその問題に取り組む社会的意義は大きく、アルコール依存症とともにその対策を総合的に推進すること。</p>	<p>過度の飲酒は、生活習慣病やうつ病などのリスクを高めることにつながるため、各種事業を通じ、アルコールの害についての情報を提供してまいります。依存症のポスター掲示や、健康教育などの機会を通じ、飲酒が健康に及ぼす影響や飲酒が原因で起こる社会問題について啓発し、正しい知識の普及に努めてまいります。</p>
<p>4. 教育・人権・行財政改革施策</p>	
<p><b>(1) 教育の質的向上にむけて</b></p>	
<p><b>①指導体制を強化した教育の質的向上</b></p> <p>将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。その上で、英語教育や図書館教育、ICT教育などの教育課題に対応するための人材支援を行うこと。尚、部活動のあり方については国のガイドラインを踏まえた具体的な対策を講じること。</p>	<p>①本市の小中学校における学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」第4条に基づき実施しております。なお、学校生活の基礎を築く重要な時期にある小学校1・2年生におきましては、文部科学省の規定により1年生、大阪府の規定により2年生に対して、それぞれ35人の学級編成を実施しております。また、本市独自で支援学級在籍児童生徒と通常学級在籍児童生徒を合わせた1クラスの人数が45人を超えた場合、その状況を改善するために、市独自で加配教員を配置しております。一人ひとりに行き届いた授業を保障するために、今後も国や大阪府の施策である少人数学級編制を活用し、市内の学校を支援してまいりたいと考えております。</p>

「2020年度政策・予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>②いじめや不登校への対応について</p> <p>いじめや不登校などの教育課題に対応するため、スクールカウンセラーの配置拡充やスクールソーシャルワーカーの増員を行うこと。また、児童相談所等と連携し、不登校やひきこもりの実態把握をおこない、福祉・教育・医療など様々な相談ができる窓口である、ひきこもり地域支援センター等の設置を行うこと。</p>	<p>教員の働き方改革にかかる取り組みとして令和元年度より、客観的に勤務時間の把握をするため、タイムレコーダーを導入しました。また、週に一度の一斉退勤日の設定、夏季休業中における学校閉校日の設定、中学校における国のガイドラインを踏まえたノー部活デー（部活休養日）の設定をし、教職員の長時間労働の改善に取り組んでおります。さらに、令和2年度からは、夜間及び早朝等、勤務時間外の電話へのボイスメッセージの導入と、中学校への部活動指導員の配置を新たに追加し、働き方改革を進めてまいります。</p> <p>教育課題への対応については、従来からのALTの配置と国の英語専科加配教員の全小学校への配置や、市内全10校への図書館司書の配置と府の加配措置である図書館司書事務員の配置、最新型の2in1型パソコンへのPC入れ替え等を行い、教育環境の向上を図っております。</p> <p>②いじめや不登校などの対応につきましては、学校が組織体制を整えて対応することを基本としながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して対応しております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、大阪府からの補助金事業で雇用し、小中学校への支援を行っております。小中学校へアセスメントに基づいた対応案を示し、生活支援や福祉機関に早期につなぐことにより、子どもが抱える課題を解決するようにしております。スクールカウンセラーにつきましては、府の配置事業を活用し、すべての中学校区へ配置しております。子どもや保護者の相談を受けることはもちろん、学校が抱える様々な課題について共有し、助言を行っております。</p> <p>また、市の教育相談窓口として、校長経験者を教育相談員とし、電話相談や面談等を週3回実施しています。不登校については、各学校において実態を把握しており、家庭児童相談室や児童相談所等と連携し対応しております。</p> <p>今後も学校現場と地域・関係機関との連携に努めてまいります。</p>
<p>(2) 奨学金制度の改善について</p> <p>2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。</p>	<p>給付型奨学金制度の対象者や給付型奨学金制度の拡充については、これまでも教育長協議会等を通じて要請してきており今後も継続していきたいと考えております。</p>
<p>(3) 労働教育のカリキュラム化について</p> <p>ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。</p>	<p>平成29年告示の中学校学習指導要領には、社会科の公民的分野の学習で「社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察し、表現すること」と示されており、「仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても触れること」となっております。次に、教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とされており、このことは、社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることでもあります。今回公職選挙法が改正されたことにより選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことで、学校においては、政治的教養を育む教育を一層推進することが求められています。</p> <p>本市の中学校においては、学習指導要領に基づき、公民の授業で主権者教育を行っております。生徒は、投票することにより政治参加していくこと、投票の大切さ、1票の重みなどを理解し、将来選挙を通して社会参画していく一員であることを自覚できるよう学習しています。さらに、市内中学校で行われている投票活動として、生徒会活動の生徒会役員選挙があり、全校生徒を会員として組織する生徒会活動の中心的役割を担う生徒会役員</p>

「2020年度政策・予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
	<p>を選挙によって決定しています。生徒一人ひとりが役員候補者の主張から、よりよい学校生活を送れるためにがんばってくれる人物を自ら考え判断し、投票しており、投票した生徒自身も学校生活づくりに参画していく大切な取組みとして実施しております。</p>
<p><b>(4)人権侵害等に関する取組み強化について</b></p> <p><b>①差別的言動の解消</b> 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。</p> <p><b>②多様な価値観を認め合う社会の実現</b> LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各市町村においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。</p> <p><b>③就職差別の撤廃・部落差別の解消</b> この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。</p>	<p>①差別的言動の解消に向けた施策につきましては、いわゆるヘイトスピーチは決して許されないものであるという市の方針に基づき、異なる国籍や文化的な背景を持つ人々がお互いの存在を認め合い、偏見や差別のない共生社会の実現に向けた啓発活動を推進してまいります。</p> <p>また、ご要望にあった取組をはじめとして、様々な有効な取組に関する研究や検証を行い、今後の施策に反映してまいります。</p> <p>②LGBTをはじめとする性的マイノリティの人権問題や、多様な性のあり方に対する理解の推進につきましては、市全体として情報共有を推進するとともに、関係団体と協働した啓発イベントの開催や、市広報紙及び男女共同参画推進の啓発リーフレットによる啓発活動など、市民の意識変革を推進するための取り組みを行っております。</p> <p>今後におきましても、ご要望にあった取組や先進事例について、当事者の御意見を踏まえながら調査研究を行うとともに、施策を推進してまいります。</p> <p>③就職差別の撤廃につきましては、本市人権のまちづくり協会事業所啓発委員会と協働し、企業に対する学習機会への参加案内や啓発教材の配布などにより、就職差別や採用選考問題の解消に関する啓発活動に取り組んでおります。今後も、関係機関、団体と連携し、就職差別の撤廃に向けた企業支援等に取り組んでまいります。</p> <p>また、部落差別解消法の周知につきましては、市広報紙やホームページによる啓発活動や関係団体と協働した啓発イベントの開催など、市民への啓発活動を行っております。今後におきましても、部落差別解消に向けた様々な取組を研究するとともに、施策を推進してまいります。</p>
<p><b>(5)地方自治体におけるSDGs推進について</b></p> <p>地方自治体におけるSDGs推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、SDGs本来の目的である「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現という観点から、格差の是正・貧困の根絶に向けた対策を講じること。</p>	<p>SDGs（持続可能な開発目標）が定める「17の持続可能な開発のための目標と169のターゲット」は、「全ての人の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」としており、平和、平等、人権、ジェンダー、女性の視点等が明確に示されております。本市においても、市内事業所をはじめとした関係団体と連携し、ステークホルダーの一員として、SDGs（持続可能な開発目標）の中核理念である「誰一人取り残さない社会」の実現のために、様々な取組を行ってまいります。</p>
<p><b>(6)子どもの権利の問題について</b></p> <p>2019年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから30周年（日本が同条約を批准してから25年）となる。しかし、昨今の児童虐待や子どもの貧困（居場所の問題）、いじめや不登校など学校での問題など、子どもを巡</p>	<p>子どもの権利問題につきましては、子どもの権利条約により定められた「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等の基本的人権について、一人ひとりの理解や認識を深めるための啓発活動に努めてま</p>

「2020年度政策・予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>る社会的な課題は多く、子どもの人権が守られているとは言い難い状況が続いている。子どもがその権利の主体として、子どもを取り巻く課題に、子ども自身が意見表明できるよう、「子どものオンブズパーソン制度」の導入や、行政施策への参画ができる方策を検討するなど、「子どもの人権を守る」理念を行政施策のすべてに反映させること。</p>	<p>いります。</p> <p>また、福祉や教育分野をはじめとしたあらゆる市の施策において、「子どもの権利の尊重」という理念を反映させ、ご指摘のありました様々な子どもの人権問題の解消に向けた行政を推進してまいります。</p>
<p>(7) 外国人に対する施策の充実について</p>	
<p>地域で働き暮らすすべての外国人に対し、生活・仕事・医療・教育など様々な課題に対応できる総合的な相談窓口を設置すること。また、子どもも含めた日本語習得のための支援策を具体的に検討すること。</p>	<p>外国人の様々な課題に対応する施策につきましては、人権相談窓口をはじめとした各種相談窓口間において連携し、対応しております。今後も、より複雑化、多様化する相談内容に適切に対応するため、関係機関・団体と連携を強化し、総合的な相談支援体制の充実を図ってまいります。</p>
<p>5. 環境・食料・消費者施策</p>	
<p>(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進</p>	
<p>これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。</p> <p>さらに、2019 年 5 月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。</p>	<p>「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行により、一般廃棄物処理基本計画の改定を行うところです。需要を超えた過剰生産後、売れ残ったものは安全性を重視して大量廃棄するというような経済優先のサイクルでは、温暖化も食品ロスも解決しませんし、持続可能な社会が成立しません。ごみの減量化と資源化のための環境適合型社会が、一人ひとりの暮らしに根付くまで、行政が主導しながら取り組み、啓発を続けてまいります。</p>
<p>(2) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策の実施</p>	
<p>「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。</p>	<p>本市は消費生活センターを週 5 日開設し、市民からの相談受付や情報提供、消費者被害の注意喚起等を行っております。今後も、引き続き広報紙での事例紹介や啓発講座等を行うなど、関係機関とも連携を図りながら効果的な消費者教育を実施してまいります。</p>
<p>(3) プラスチックごみの問題について</p>	
<p>プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となっている。また、廃棄物そのものの発生削減、再生利用は、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の目標にもなっている。各市町村の環境事業においても、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックの資源循環が進むよう、廃棄物の分別収集の徹底と選別ガイドラインの見直し、リユース・リサイクルの徹底、企業による再生材の利用促進、市民への啓発などの具体的な取り組みを行うこと。また、「プラスチックゴミゼロ宣言」をまだ行っていない自治体は早急に宣言を行い、その主旨に沿った取り組みを率先して実行し、より一層の成果が出せるように取り組むこと。</p>	<p>国際的な問題となっているプラスチックごみの削減・再利用につきましては、一般家庭の資源ごみの分別回収や、事業系廃棄物の分別排出を排出事業者に啓発・促進するなど、継続して 3R(Reduce〔リデュース〕減量・Reuse〔リユース〕再利用・Recycle〔リサイクル〕再資源化)の実践に取り組み、大阪府とも連携を図りながら、ごみの減量化・リサイクル率向上・再生材の利用促進に取り組んでまいります。</p> <p>また、本市においては令和元年 6 月に「プラスチックゴミゼロ宣言」を行い、周知啓発に取り組んでおり、引き続きプラスチックごみの削減に取り組んでまいります。</p>
<p>(4) 特殊詐欺被害の未然防止対策の強化</p>	
<p>大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。</p>	<p>消費生活センターでは、特殊詐欺や悪質商法等による消費者被害を防止するために、それらの相談事例を消費者教育講座や地域での出前講座等で市民にお知らせし、特に高齢者への注意喚起を図っているほか、広報紙での消費者トラブル情報の発信を行っております。現在は迷惑電話防止機能付きの家庭電話が多種販売されており、消費者自身のニーズで選択いただくことも可能であることから、消費生活センターでは引き続き被害に遭わないための注意喚起を行い、多様化する特殊詐欺の情報を迅速に市民に提供するとともに、警察や関係機関と連携した被害防止に努めてまいります。</p>

「2020年度政策・予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策	
<b>(1) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策</b>	
<p>公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。</p>	<p>本市は、「藤井寺市鉄道駅舎エレベーター等設備整備費補助金交付要綱」に基づき、鉄道事業者との協議を行い、該当事業に対し事業費の1/3を補助金として交付する制度を設けております。</p> <p>現在、藤井寺市内3駅全てにおいて、鉄道事業者との協議、補助金交付を通じてエレベーターの設置が完了している状況です。</p> <p>なお、平成28年度に視覚障害者をはじめとする鉄道利用者への転落防止対策として「内方線付き点状ブロック」の藤井寺駅への設置事業に対し、補助金を交付しております。</p>
<b>(2) 高齢ドライバーの安全対策について</b>	
<p>最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。また、バス路線の減少・免許証の返納などで高齢者の交通手段が狭められている。交通空白地帯を作らないよう、日常の住民生活に必要な地域の公共交通に対する助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線を維持させること。</p>	<p>羽曳野警察署及び羽曳野・藤井寺交通安全協会と連携し、春と秋の全国交通安全運動の期間前後に「安全運転講習会」の実施や、市内3駅において交通啓発活動を実施しております。</p> <p>免許証返納時のサービスについては、市独自の制度ではありませんが大阪府にて「高齢者運転免許自主返納サポート制度」が設けられております。この制度は、返納時に交付される運転経歴証明書を掲示することにより割引等を受けることができるもので、市民の方々にに対し、啓発活動等を通じ、本制度の周知を今後も図ってまいります。</p> <p>また、市内の地域公共交通に対し、利用者の方や地域住民の皆様のご意見が反映されるよう、今後その検討に努めてまいります。</p>
<b>(3) 防災・減災対策の充実・徹底</b>	
<p>市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと</p>	<p>本市では、ハザードマップ、避難所・避難場所、備蓄などの災害への備えに関する内容を冊子としてとりまとめた「藤井寺市防災ガイドブック」を作成し、平成29年4月に市内全戸配付を行いました。また、以降の転入者に対しても、窓口での転入手続きの際に配付しております。</p> <p>広報紙、ホームページ、SNSなどによるほか、防災出前講座など、様々な媒体や機会を通じ、防災ガイドブックの積極的な活用について周知・啓発に努めているところです。市民が積極的に災害への備えに取り組めるよう、引き続き、周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿につきましては、避難行動要支援者支援計画に基づき、年2回の頻度で更新を行っております。今後は、災害発生時に迅速な対応が行えるよう、地域住民や事業者とも連携した訓練など、より効果的な支援について検討してまいります。加えて、ホームページの見易さ・分かり易さにも十分配慮し、市民に分かり易い災害情報の発信に努めてまいります。</p>
<b>(4) 地震発生時における初期初動体制について</b>	
<p>緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住</p>	<p>地震発生時における初動対応の重要性については十分認識しており、初動期の対応においては、交通機関の影響を受けにくい近隣在住の職員を中心に構成するなど、現有の人員の中で十分な力を発揮できるような体制の確保に努めております。</p> <p>なお、府内で震度5弱以上を観測した場合、大阪府職員が最寄りの市町村庁舎に出勤し、市町村職員とともに初動対応を行う「緊急防災推進員」と呼ばれる要員が予め大阪府で指名されており、定期的な顔合わせや訓練を実施しております。また、近隣市町村とは災害時の相互応援協定を締結しているほか、日頃より顔の見える関係</p>

「2020年度政策・予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。</p>	<p>づくりに努めております。あわせて、地域住民に対しては、災害発生時に自助・共助の力が効果的に発揮されるよう、自助・共助の重要性について、より一層の周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>帰宅困難者対策につきましては、大阪北部地震の課題等を踏まえ、大阪府や被災自治体からの情報入手に努め、必要に応じて地域防災計画に反映してまいります。</p> <p>さらに、世界文化遺産に登録された「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産を有する本市にとっては、外国人に対する迅速な災害情報の発信は重要な課題であると認識しております。大阪府と府内市町村とで運用している「おおさか防災ネット」は、市町村ごとのページがあり、英語・中国語・韓国語にも対応しているほか、鉄道運行情報、道路情報、ライフライン情報なども確認できるポータルサイトとなっております。加えて、大阪府では、12の言語に対応したウェブサイト及びスマートフォンアプリ「Osaka Safe Travels」の運用が令和2年2月から開始されました。既にこれらのツールを活用していただくことが可能な状況にありますので、一層の周知を図り、災害時における外国人の支援体制の確保に努めてまいります。</p>
<p><b>(5)地震発生時における初期初動体制について</b></p>	
<p>これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。</p>	<p>本市は、河川の氾濫等により浸水が想定されている区域が市域の大部分を占める現状であることから、水害への備えが非常に重要であると認識しており、浸水時における避難行動、市が発令する避難情報など、様々な防災情報を市民に正しく理解していただくことが、被害の軽減に繋がるものと考えております。市民の防災意識の高揚が図れるよう、地域での防災学習会など様々な機会を捉え、一層の周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>風水害の未然防止対策としては、市内の老朽化した水路等の改修や修繕および清掃等を行ってまいります。また、大和川に対しては、大和川下流改修促進期成同盟会として本市含め流域5市が共同で、国土交通省により一層の治水事業の促進を図るよう引き続き要望活動を行ってまいります。</p>
<p><b>(6) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について</b></p>	
<p>国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの住民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。</p>	<p>現在、所轄警察署からの依頼により治安対策や特殊詐欺に関する啓発活動を広報紙やキャンペーン活動を通じて行っております。</p> <p>公共交通機関における防犯対策についても、所轄警察署と密接な連携を図り、犯罪防止に努めてまいります。</p>